

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第1707号

印 刷 岡田印刷株式会社

# 平成17年11月 1 日火曜日 第1707号

# ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認(今治市)	113′
字の区域の変更 ( " )	1131
新たに生じた土地の確認(今治市)	1131
字の区域の変更( " )	1131
新たに生じた土地の確認(今治市)	1132
字の区域の変更( " )	1132
新たに生じた土地の確認(今治市)	1132
字の区域の変更( " )	1132
新たに生じた土地の確認(今治市)	1132
字の区域の変更( " )	1132
新たに生じた土地の確認(今治市)	1132
字の区域の変更( " )	1132
新たに生じた土地の確認(今治市)	1133
字の区域の変更( " )	1133
新たに生じた土地の確認(今治市)	1133
字の区域の変更( " )	1133
新たに生じた土地の確認(愛南町)	1133
字の区域の変更( " )	1133
新たに生じた土地の確認(愛南町)	1133
字の区域の変更( " )	1134
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設	の設置の
許可申請の概要	1134
県営土地改良事業の換地処分	1136
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	113
公有水面埋立工事のしゅん功認可	1137
道路の位置の指定	1137

# 告 示

# ○愛媛県告示第1943号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

# 愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市関前岡村甲2118の3、甲2118の5、甲2143 の3、甲2151、甲2152、甲2154から甲2157まで、 甲2195、甲2196の1から甲2196の3まで、甲2218 の1、甲2219の2、甲2220、甲2221の1、甲2221 の2、甲2222の1から甲2222の3まで、甲2291か ら甲2294まで、甲3122の4、乙738の1、乙738の 4及び乙788の3の地先	2 <i>4</i> 53 <i>4</i> 3

# ○愛媛県告示第1944号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定

により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月1日

#### 愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		
子の石砂	区	域	面 積 (平方メートル)
関前岡村	今治市関前岡村甲2118の3、甲2143の3、甲2151、甲から甲2157まで、甲2195、6甲2196の3まで、甲2218の2、甲2220、甲2221の1、甲2222の1から甲2294まで、甲3122の1、乙738の4及び乙788有水面埋立地	2152、甲2154 甲2196の1か の1、甲2219 、甲2221の2 3まで、甲22 の4、乙738	2 <i>4</i> 53 43

# ○愛媛県告示第1945号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

#### 愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市関前岡村甲1117、甲1120の1、甲1120の2、甲112202、甲1124、甲1127の2、甲1128の1、甲1128の3、甲1129の3から甲1129の6まで、甲1131、甲1133の1から甲1133の5まで、甲1135の1、甲1136の4、甲1136の5、甲1136の12、乙107の3、乙107の4及び乙116の6の地先	1 297 88

# ○愛媛県告示第1946号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月1日

#### 愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		
子の名称	X	域	面 積 (平方メートル)
関前岡村	今治市関前岡村甲1117、 1120の2、甲1122の2、 の2、甲1128の1、甲11 の3から甲1129の6まで 33の1から甲1133の5ま 、甲1136の4、甲1136の、乙107の3、乙107の4 の地先公有水面埋立地	甲1124、甲1127 28の3、甲1129 、甲1131、甲11 で、甲1135の1 5、甲1136の12	1 ,297 .88

#### ○愛媛県告示第1947号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市関前岡村甲2621の5、甲2621の6、甲2623の1、甲2624、甲2625の1、甲2627の4、甲2627の11及び乙988の4の地先	321 .72

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

#### ○愛媛県告示第1948号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定 により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届 出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

左記の区域に編入する新たに生し		た土地	
子の名称	区	域	面 積 (平方メートル)
関前岡村	今治市関前岡村甲2621の 、甲2623の1、甲2624、 2627の4、甲2627の11及 地先公有水面埋立地	甲2625の1、甲	321 .72

#### ○愛媛県告示第1949号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市伯方町木浦字福浦甲3939の1、甲3939の8、甲3940の5、甲4598及び甲4598の2から甲4598の4まで並びに字洗足甲3950の2及び甲3950の8の地先	817 28

# ○愛媛県告示第1950号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

١.	マの	名称	~		た土地
ľ	<del>1</del> 0)	竹小			面 積 (平方メートル)
B	白方 订木 甫	字福浦	今治市伯方町木浦字福浦 3939の8、甲3940の5、 98の2から甲4598の4ま 甲3950の2及び甲3950の 面埋立地	甲4598及び甲45 で並びに字洗足	817 28

# ○愛媛県告示第1951号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市宮窪町宮窪6145、6155の1、6155の2、61 56、6161、6162、6162の2、6163、6163の2、62 97の1、6297の2、6298、6299の2、6301の2、 6316の2、6317、6317の2、6380の2、6380の3 、6381の2、6389の2、6389の3、6394の1、63 95の1、6395の2、6396の2、6396の4、6398の 2、6398の3、6423の2、6424の2、6424の3、 6447、6448の1から6448の5まで、6458の2、64 58の3、6459、6460の2、6461の4及び6462の2 の地先	914 <i>7</i> 4

#### ○愛媛県告示第1952号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編	入する新たに生し	た土地
子の石砂	区	域	面 積 (平方メートル)
宮窪町宮	今治市宮窪町宮窪6145、の2、6156、6161、6162 63、6163の2、6297の1 98、6299の2、6301の2 17、6317の2、6380の2 81の2、6389の1、6395の1、6395の1、6395の1、6398の6424の2、6424の3、6456448の5まで、6458の6459、6460の2、6461のの地先公有水面埋立地	2. 61620 2 . 61 . 62970 2 . 62 . 63160 2 . 63 . 63800 3 . 63 .00 3 . 63940 1 .63960 2 . 6396 .3 . 64230 2 . .47 . 64480 1 th .2 . 64580 3 .	914 74

#### ○愛媛県告示第1953号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市大三島町宗方675及び1185から1187までの 地先	445 .40

#### ○愛媛県告示第1954号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260 条第 1 項の規定 により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届 出があった。 平成17年11月1日

#### 愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		
	X	域	面 積 (平方メートル)
大三島町 宗方	今治市大三島町宗方675及び1185から118 7までの地先公有水面埋立地		445 .40

#### ○愛媛県告示第1955号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市上浦町盛2786から2790まで、2791の1、31 10、3112、3848、3852の16及び3852の17の地先	2 ,180 56

#### ○愛媛県告示第1956号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		
子の石砂	区	域	面 積 (平方メートル)
上浦町盛	今治市上浦町盛2786から2790 の1、3110、3112、3848、38 3852の17の地先公有水面埋立		2 ,180 56

#### ○愛媛県告示第1957号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市伯方町木浦字西長崎甲839、甲853の1、甲858の1、甲860の1、甲862の1、甲863の1、甲864の1、甲864の1、甲864の1、甲864の1、甲876の3まで、甲870の1、甲876の2、甲874の3、甲875の1、甲876の1、甲876の2、甲879の1から甲879の4まで及び乙297の2、字福浦明神甲898、甲899の1から甲899の3まで、甲900の1から甲900の4まで、甲903の4、甲903の8、甲905の1、甲905の3、甲905の5、甲905の6、甲905の8、乙304の3及び乙304の4、字焼山甲922、甲923の2、甲924、甲925の1、甲925の5、甲926、甲927、乙305の2及び乙305の3並びに字福浦甲3940の3及び甲3944の5の地先	3 255 67

#### ○愛媛県告示第1958号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260 条第 1 項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

_				
字の名称		左記の区域に編 <i>入</i>	する新たに生じ	た土地
子の	台孙	区	域	面 積 (平方メートル)
	字時	今治市伯方町木浦字西長崎の1、甲863の1、甲864の1、甲864の1、甲864の1、甲864の1、甲867の1、甲876の2、甲874の1、甲876の1、甲876の2、市976の1、甲876の2、市970の1から甲879の4まで、甲900の1から甲903の4、甲903の8、甲903の4、甲903の8、甲903の4、甲903の8、甲903の5、甲905の5、甲905の5、ア905の5、ア905の5、ア905の3、ア905の地先公有水前の1、中864の3、ア905の1、中86400、中86400、中86400、中86400、中86400、中86400、中86400、中86400、中864000、中864000、中864000、中8640000、中864000000000000000000000000000000000000	カ1、甲862の 1、甲864の 2 3 まで、甲870 カ3、甲875の 2、甲879の 1 297の 2、字福 から甲899の 3 005の 1、甲 005の 1、甲 005の 1、甲 中905の カ4、マ学協山甲 甲925の 1、甲 ス305の 2 及び 3940の 3 及び	3 255 67

#### ○愛媛県告示第1959号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
愛南町福浦1215、1476の1、1477、1482から1489 まで及び1491の地先	4 289 .04

#### ○愛媛県告示第1960号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

マの夕称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		
字の名称	区	域	面 積 (平方メートル)
福浦	愛南町福浦1215、1476の1. から1489まで及び1491の地 立地		4 289 04

#### ○愛媛県告示第1961号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月1日

# 愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
愛南町古月40の2、40の3、77の2及び78の3の 地先	367 88

#### ○愛媛県告示第1962号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	<b>中</b>	左記の区域に編入する新たに生じた土地			
字の名称	X	域	面 積 (平方メートル)		
	古月	愛南町古月40の2、40の3 78の3の地先公有水面埋立		367 88	

# ○愛媛県告示第1963号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく 特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び四 国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 大王製紙株式会社

四国中央市三島紙屋町 2 番60号 代表取締役社長 二神勝利

- 2 事業場の名称及び所在地 大王製紙株式会社三島工場 四国中央市三島紙屋町5番1号
- 3 特定施設に関する事項
- (1) N 10号抄紙機

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令 第188号。以下「政令」という。)別 表第1第23号 チ抄紙施設
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり800トン処理
工事の着手予定年月日	平成18年 1 月20日
工事の完成予定年月日	平成19年 7 月31日
使用開始の予定年月日	平成19年8月1日
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使 用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変 動の概要	無し
特定施設か 水素イオン 濃度(水素 ら排出され 指数)	通常 5.0 最大 4.0~6.0

る汚水等の	化学的酸素 要求量(単	通常	350
汚染状態の	位 1リッ トルにつき	最大	500
値	ミリグラム)		
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	400
	った。 つきミリグ ラム)	最大	520
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常	35
	つきミリグ ラム)	最大	50
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常	1
	ラットルに つきミリグ ラム)	最大	2
汚水等の1日当たりの量		通常	18 ,000
(単位 立方	ラメートル)	最大	18 ,000
## X-V** 0 +40 000 + + /			

備考 汚水等の内10,000立方メートルはMDIP4系で、7,000立方 メートルはNDIP2系で再利用する。

#### (2) MDIP4系

特定施言	殳の種類	政令別表第1第23号 ヘパルプ洗浄施 設
特定施言	ひの能力	1日当たり450トン処理
工事の着手	予定年月日	平成18年 1 月10日
工事の完成	予定年月日	平成19年 4 月30日
使用開始の	予定年月日	平成19年 5 月 1 日
特定施設の値	吏用時間間隔	連続
特定施設の 1 用時間	日当たりの使	24時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無し
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 85 最大 80~90
る汚水等の 汚染状態の 値	化学 要 位 1 り し か に つ き り り き り り き り り う う う う う う う う う う う	通常 615 最大 800
	浮遊物 質単位 リッき ラム ラム)	通常 400 最大 520
	室 素 全 第 位 リッ ラ ム ラ ム に ラ ム に の ラ の ラ の に の ラ の の の の の の の の の の の の の	通常 40 最大 60
	りん含有量 (単位 1 リットリン つきこ) ラム)	通常 5 最大 10
汚水等の1	日当たりの量	通常 14 500
(単位 立7	ラメートル)	最大 14 500

備考 汚水等の内4,000立方メートルは湿式バーカーで再利用する。

(3) NDIP2系

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第 1 第23号 ヘパルプ洗浄施 設
特定施設の能力	1日当たり350トン処理
工事の着手予定年月日	平成18年 1 月20日
工事の完成予定年月日	平成19年 3 月31日
使用開始の予定年月日	平成19年4月1日
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使 用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変 動の概要	無し
特定 施設 され の 水 濃 指 化要位 トミ ア ( ) の量 1 にグ 物位 トミ ) 含位 トミ ) つう ロ ( リつう ム ルリ 遊 単 ッ きム ん 単 ッ きム ん 単 ッ きん ん 単 ッ きん と で が し し う に グ し し つ う い し で か し し で し し つ う い し で か し で し し で し し つ う い し で し し で し し で と い し で し い し で し し で し し で し し で し い し で し し で し し で し い し で し い し で し し で し し い し で し い し で し い し で し い し で し い し い	通常 8 5 最大 8 0~9 0 通常 570 最大 850 通常 400 最大 520 通常 40 最大 60
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 11 020 最大 11 020

備考 汚水等の内8,000立方メートルは湿式バーカーで再利用する。

# 4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 古紙パルプ排水回収施設(2)

設 置 年 月 日	平成元年11月8日
処理施設の種類	加圧浮上
処理施設の型式	物理処理
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	加圧浮上装置 直径 13 4メートル 高さ 0 .65メートル
処理施設の能力	1 日当たり18 ,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	加圧浮上
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使 用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変 動の概要	無し

処理施設に	項	B	処	理	前		処	Į.	里	後	
,	-44		7.2	<u> </u>	ניא	汚	濁	水	清	澄	水
よる処理前 	│ │ 水素イ	オン		通常			通常			通常	
及び処理後	濃度 (	水素	8 5 最大						6 <i>.</i> 7 最大		
の汚水等の	指数)		最大 8.0∼9.0			6.0~7.0		6.0~7.0		Ω	
汚染状態の	化学的		通常			通常			通常		
   値	要求量  位 1			750		3	3 ,060			590	
		つき ラム)		最大 1 ,020		最大 4 ,950		最大 700			
	浮遊物		通常		 通常			通常			
		ルに	410 最大		5 ,050 最大		100 最大				
	つきミ   ラム)	リグ	530		6 250		150				
	窒素含 (単位		通常			通常			通常		
	リット	・ルに	40 最大			40 最大			40 最大		
	つきミ   ラム)	リグ	取八 60			60`		60			
	りん含(単位			通常					通常		
	リット	・ルに	5 最大			5 最大			5 最大		
	うき i ラム )	リク		10			10			10	
汚水等の1	ヨ当たり	の量	通常		通常		1	通常	^		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			17 ,500 最大		U		)00, I 最大		1	6 50 最大	U
	J / -   -	<i>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </i>		17 ,50	0	1	000, 1	)	1	6 50	0

備考 汚濁水は総合排水処理施設で処理し、清澄水は14,000立方メートルを再利用する。

# (2) 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和48年8月28日
処理施設の種類	沈澱、活性汚泥、凝集沈澱及び砂ろ過
処理施設の型式	物理処理及び生物処理
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製及び鋼板製
処理施設の主要寸法	初沈槽(2基) 直高で 70メートル 高気槽 20メートル 横 80メートル 場気 40メートル 横 80メートル 総 50メートル 横 65メートル 高 58メートル 横 110メートル 高 58メートル 経高性 (3基) 直 65 5メートル アントル 経 (3基) 直 (23基) 砂 直 (23基) で 5 5メートル の 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
処理施設の能力	1日当たり333 500立方メートル処理
汚水等の処理の方式	沈澱、活性汚泥、凝集沈澱及び砂ろ過
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使 用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変 動の概要	無し
処理施設に 項 目	処理前 処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 指数)	通常 7.0 通常 6.5 最大 7.0~9.5 最大 5.8~8.0

だ学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)     通常 60 5 最大 100       運搬物質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)     通常 550 最大 100       選売 30 最大 50 最大 50 最大 50     通常 30						
要求量(単 通常 550 通常 60 5 位 1 リットルにつき 最大 830 最大 100 学遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ 最大 700 最大 50 最大 50						
ドルにつき ミリグラム) 最大 830 最大 100 浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ 最大 700 最大 50		要求量(単	通常	550	通常	60 5
(単位 1 通常 550 通常 30 リットルに つきミリグ 最大 700 最大 50 ラム)	1世	トルにつき	最大	830	最大	100
つきミリグ 最大 700 最大 50 ラム)		(単位 1	通常	550	通常	30
窒麦含有量		一つきミリグ	最大	700	最大	50
(単位 1   通常 30   通常 15   リットルに			通常	30	通常	15
つきミリグ   最大 40   最大 20		つきミリグ	最大	40	最大	20
りん含有量 (単位 1 通常 3 通常 1.5 リットルに		(単位 1	通常	3	通常	1 5
うちん   最大 2   最大 2   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本		つきミリグ	最大	4	最大	2
汚水等の1日当たりの量 通常 281 450 通常 281 450	汚水等の1日当たりの量		通常	281 /450	通常	281 /450
(単位 立方メートル) 最大 290,000 最大 290,000	(単位 立方	方メートル)	最大	290 ,000	最大	290 ,000

備考 処理水の一部は、用水として利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

№.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	6 5 5 8~8 0
	化学的酸素 要求 1 リット 位 トルにつき	通常最大	60 5
	ミリグラム)	取八	100
	浮遊物質量   (単位 1   リットルに	通常	30
	つきミリグ ラム)	最大	50
	窒素含有量   (単位 1   リットルに	通常	15
	っ トルに つきミリグ ラム)	最大	20
	りん含有量   (単位 1   リットルに	通常	1 5
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	2
汚水等の1日当たりの量		通常	281 <i>4</i> 50
(単位 立7	ラメートル )	最大	281 450

# №.6排水口(生活排水)

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	7 D 6 D~8 D
	化学 要量 位 1 リッ トルに フ ミ リグラム)	通常最大	
		通常最大	20 40
	室 有量 ( リットリ ( リッション ( ) ラム )	通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		1 2

汚水等の1日当たりの量通常 02(単位 立方メートル)最大 05

# No.7排水口(生活排水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	7 D 6 D~8 D
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	30
	トルにつき ミリグラム)	最大	50
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	20
	ラットルに つきミリグ ラム)	最大	40
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常	5
	った! つき!リグ ラム)	最大	10
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常	1
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	2
汚水等の1日当たりの量		通常	1
(単位 立力	5メートル)	最大	2

# No. 9 排水口(生活排水)

汚水等の汚	水素イオン濃度(水素	通常	7 D
染状態の値	指数)	最大	0.8 °C 0.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	30
	レー・ トルにつき ミリグラム)	最大	50
	浮遊物質量	通常	20
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	40
	室素含有量 (単位 1 リットルに	通常	5
	ラッドルに つきミリグ ラム)	最大	10
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常	1
	っっ つきミリグ ラム)	最大	2
汚水等の1日当たりの量		通常	1
(単位 立方	5メートル)	最大	2

備考 他に雨水排水口が123ヶ所ある。

# ○愛媛県告示第1964号

平成17年10月24日県営中山間地域総合整備事業鬼北2期地区(興野々山手工区)の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第1965号

松前町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・北黒田地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・北黒田地区)計画書の写し
- (2) 松前町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成17年11月2日から12月1日まで

3 縦覧場所

- ....

松前町役場

#### ○愛媛県告示第1966号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷 164 番地 代表者 西条市長 伊藤 宏太郎 西条市大町 244 番地 4

- 2 埋立区域
  - (1) 位置

西条市河原津甲1188番地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+380メートル)における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点(西条市河原津甲1188番地先北物揚場に設置された金属鋲)は、北緯33度58分24秒、東経 133 度04分12秒の地点

1 点は、基点から真北53度42分09秒 16 58 メートルの 地点

2 点は、1 点から真北52度37分02秒5 54メートルの地 点

3 点は、2 点から真北51度58分28秒6 58メートルの地 点

4点は、3点から真北51度57分04秒3 26メートルの地 点

5点は、4点から真北52度20分21秒2.60メートルの地

点

6 点は、5 点から真北57度25分12秒3 24メートルの地 点

7点は、6点から真北60度44分51秒1 93メートルの地 点

8 点は、7 点から真北 142 度59分10秒 12 22 メートル の地点

9点は、8点から真北232度59分10秒8050メートルの地点

10点は、9点から真北322度59分10秒1154メートルの地点

(3) 面積

951 30平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号平成15年7月23日 愛媛県指令15港第10189号
- 4 しゅん功認可年月日 平成17年11月1日

#### ○愛媛県告示第1967号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市金生町山田井字大平木1126番3及び1126番4

2 申請人の住所氏名 四国中央市川之江町1856番地35 アルファ・プランニング 吉田 茂生

3 図面省略

平成17年11月 1 日	変	 <u> </u>	第1707号
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l